

佐賀県行政組織規則の一部を改正する規則（規則第三二号）

1 統括本部に総合防災統括監を、農林水産商工本部に国際戦略統括監を置くことができることとした。（第一八条関係）

2 健康福祉本部にがん対策総括監を置くことができることとした。（第一九条関係）

3 統括本部に置かれた職にある者は、防災に関する企画及び防災会議に関する事務の一部を処理することとした。（第二五条関係）

4 その他所要の改正をすることとした。

5 この規則は、公布の日から施行することとした。

6 佐賀県公有財産規則及び佐賀県財務規則について、所要の改正を行うこととした。